

# マイナンバーカード 休日窓口を開設します

日時 = 10月11日(日) 8時30分～12時

場所・問合せ = 市民課 (☎ 85-4581、110番窓口) (土・日曜、祝日を除く 8時30分～17時15分)

※マイナンバーカード、マイナポイントについては (☎ 0120-95-0178) へ

取扱業務 =

## ◆「マイナンバーカード」の申請

【必要なもの】

通知カード (お持ちの人のみ、回収します)・住民基本台帳カード (以前申請し持っている人のみ、回収します)  
・写真※1・本人確認書類※2

## ◆「マイナンバーカード」の交付 (既に申請し、交付通知書が届いた人のみ)

【必要なもの】

交付通知書 (ハガキ)・通知カード (お持ちの人のみ、回収します)・住民基本台帳カード (以前申請し持っている人のみ、回収します)・本人確認書類※2

## ◆市役所で保管している「マイナンバーカード」の受け取り

【必要なもの】

本人確認書類※2

## ◆「マイナンバーカード」の更新

【必要なもの】

有効期限通知書・マイナンバーカード・写真※1

## ◆「電子証明書」の更新

【必要なもの】

有効期限通知書・マイナンバーカード・現在設定済みの暗証番号・本人確認書類※2 (現在設定済みの暗証番号が分からない人のみ)

※1 写真は、縦4.5cm×横3.5cm、申請前6ヶ月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの。市民課で無料撮影もします。

※2 本人確認書類は、運転免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付の公的な身分証明書のうち1点、これらをお持ちでない人は、健康保険証・年金手帳・医療受給者証等のうち2点になります。

以上のものをお持ちでない場合は、事前にお問い合わせください。

## ◆マイナポイント予約 (マイキー ID 設定)、申し込みの支援

【必要なもの】

マイナンバーカード・現在設定済みの暗証番号・マイナポイントを申し込む決済サービスの決済手段 (例:ICカード、専用アプリ等)

※決済サービスID及びセキュリティコードの内容、事前登録の必要性の有無をご確認のうえご来庁ください。決済サービスによっては窓口で申込ができない場合があります。詳しくはマイナポイントHP (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>) をご参照ください。

※必ずご本人様がお来庁ください。それ以外の場合は事前にお問い合わせください。なお、15歳未満の人や成年被後見人はその法定代理人の同行と本人確認書類も必要です。

※当日の窓口混雑状況によってはお電話が繋がりにくい場合がありますので、お問い合わせはなるべく平日にお願いします。

## 農地を借りたい人、貸したい人を募集 !!

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」

「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」

または、

「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」

「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」

と、お考えの方は、なら担い手・農地サポートセンターへご相談ください。

なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手 (貸したい人) から農地を借り受け、受け手 (借りたい人) へマッチングします。

### 募集期間

出し手 (貸したい人) = 随時受付

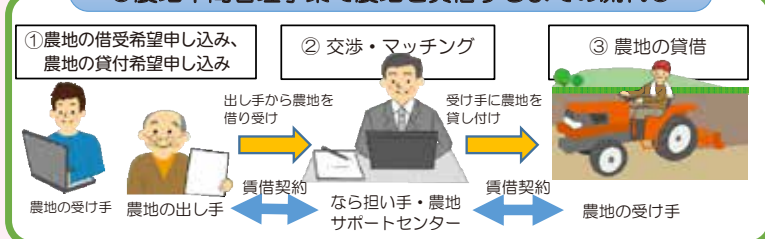
受け手 (借りたい人) = 随時受付し、年6回公表します。

対象農地 = 農業振興地域内の農地

※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。

※受け手の名前・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、6月、8月、10月、12月、2月、4月の6回行います。

### ●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



### 【問合せ】

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター (農地中間管理機構)

〒634-0065 橿原市畝傍町53番地

☎ 0744-21-5020

HP:<http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>  
なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。安心してご利用ください。